

11 個別最適な学びの実現について

全ての子どもたちが学びを通じて幸福を追求し、新たな価値や豊かな社会を創造する力を育むためには、個々の特性や状況に応じた適切な支援や、学校以外も含めた多様な学びの選択肢を提供していくことが重要である。

「Society5.0時代」の到来や子どもたちの特性や家庭環境の多様化・複雑化など、変化する教育課題に迅速に対応するためには、地方の裁量で柔軟に教職員を配置することが必要だが、特に小規模校においては、定数上教員が十分に配置されず、専科教員や教員以外の様々な専門スタッフが不足しており、地域により教育に差が生じる懸念がある。

過疎地域などの小規模中学校等の教育の質の向上を図るためには、都市部と過疎地域を結ぶ遠隔教育の推進が必要であるが、現在の遠隔教育特例校制度は文部科学省の指定を要するため、地域の実情に応じた柔軟な対応が難しい。

また、多様な子どもの教育機会の確保を図るため、義務教育段階における通信制学校の設置が必要だが、現行の学校教育法の規定では、一部の例外を除き通信制学校の設置ができない。

さらに、全国の不登校児童生徒数は増加し続けており、多様な学びの機会を保障し、個に応じた学びを実現していく必要がある。

については、以下の事項について特段の措置を講じられるよう提言する。

1 教職員配置に係る地方の裁量拡大等

一人ひとりに合ったきめ細かな指導が可能となるよう、更なる少人数学級を可能とするよう教職員定数の充実を図ること。また、状況に応じた学級編制の選択をできるようにすること。併せて、細分化されている加配の区分を見直し、地方の裁量により加配教員を柔軟に配置できるようにすること。

同時に、加配教員の基礎定数化を引き続き進めるとともに、小規模校においても専科教員を配置できるよう、教職員定数の算定方法を見直すなど定数改善に向けた取組を計画的に行うこと。

加えて、教員が本来業務である児童生徒への指導や教材研究等に注力できるよう、様々な専門スタッフ、特に教員業務支援員を全校に配置できるよう財政支援を拡充すること。

2 スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置拡充

児童生徒や保護者等に対する支援体制の拡充のため、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置について、補助率の引上げを含め、必要な財源を国の責任において確保すること。

3 中学校等における遠隔教育の推進について

遠隔教育特例校制度を見直し、都道府県教育委員会の判断で遠隔教育を柔軟に実施できるようにすること。また、遠隔教育を推進するための人的支援及び財政支援を充実すること。

4 義務教育段階における通信制学校の設置について

不登校児童生徒、とりわけ自宅や自室から出られない子どもの教育機会の確保を図るためにも、通信制の小学校、中学校及び義務教育学校の設置を認めるとともに、設置・運営にあたり必要な経費を支援すること。

5 不登校児童生徒等の多様な学びの機会確保のための経済的支援について

地方の声・実情を十分に踏まえ、教育機会確保法の附帯決議に基づき、フリースクール等民間施設に関する経済的支援のあり方を早期に検討すること。